

静岡大学学術リポジトリ運用指針

附属図書館長裁定 平成19年12月6日
(平成28年8月5日改正)

(趣旨)

第1条 この運用指針は、静岡大学（以下「本学」という。）における教育研究活動により創出された学術成果等を収集・保存し、学内外に発信・提供する静岡大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(提供者)

第2条 リポジトリに学術成果等を提供できる者（以下「提供者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍した教職員及び大学院生
- (2) その他附属図書館長が特に認めた者

(提供の対象となる学術成果等)

第3条 リポジトリに提供することができる学術成果等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供者が、原則として本学在籍中に単独又は共同で創出した学術成果であること
- (2) 学術成果等が、蓄積・保存・公開に際し、法令及び本学諸規則に反しないこと、並びに情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (3) ネットワークを通じて配信できるものであること
- (4) 無償であること

(提供のための手続)

第4条 学術成果等のリポジトリへの登録は、リポジトリの登録システムを通じて提供者が直接行うものとする。

2 前項にかかわらず、提供者が希望する場合には附属図書館が登録を代行することができる。
(学術成果等の著作権利用)

第5条 附属図書館は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに提供された学術成果等の著作権を利用するものとする。

- (1) インターネットを通じて、学術成果等を不特定多数に無償で公開すること
- (2) 学術成果等の複製、媒体変換及びバックアップファイルの作成を行うこと

(著作権に関する利用許諾)

第6条 提供者は、提供する学術成果等について必要な利用許諾手続を行うものとし、附属図書館は、提供者の依頼により利用許諾に関する調査又は手続を行うものとする。

2 提供者は、提供する学術成果等の著作権が複数の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得るものとする。

(著作権の帰属)

第7条 提供された学術成果等の著作権は著作権者に帰属する。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に所属するものとする。

(学術成果等の削除)

第8条 附属図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録された学術成果等を削除することができる。

(1) 提供者から理由を付して削除の申し出があり、附属図書館長がこれを承認した場合

(2) 附属図書館長が削除することが適当であると判断した場合

(免責事項)

第9条 提供された学術成果等の内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

2 本学は、提供された学術成果等を利用することによって生じた利用者のいかなる損害及び不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第10条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は附属図書館長が別に定める。

附 記

この指針は、平成19年12月6日から実施する。

附 記

この指針は、平成28年8月5日から実施する。